

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月21日

上越市長 小菅 淳一

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）  
時間外交付に係る手数料及び斎場使用料の徴収
- 2 委託先  
名称 公益社団法人 上越市シルバー人材センター  
住所又は事務所の所在地 新潟県上越市西城町1丁目12番4号
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで